

神奈川県、株式会社ブルックスホールディングス、日本郵便株式会社及び
一般財団法人ビオトピア財団との県西地域活性化等に関する連携協定書

神奈川県（以下「甲」という。）、株式会社ブルックスホールディングス（以下「乙」という。）、日本郵便株式会社（以下「丙」という。）及び一般財団法人ビオトピア財団（以下「丁」という。）は、県西地域活性化等に関し、その推進のための連携・協力を行うため、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。なお、本協定を実施する丙の郵便局は、別紙記載の郵便局（以下「神奈川県西部地区連絡会内郵便局」という。）とする。

（目的）

第1条 本協定は、県西地域の活性化を図るとともに、地域住民の未病改善の取組を促進することなどにより、地域の魅力を感じながら、人生100歳時代を見据え、健康に暮らすことができる地域の実現を目指すことを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次の事項（以下「連携事項」という。）について業務に支障のない範囲で連携・協力する。

- （1）県西地域の活性化に関すること
- （2）地域住民の未病改善に関すること
- （3）その他甲、乙、丙及び丁が必要と認める事項

2 本協定において「地域住民」とは、平塚市、小田原市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町及び湯河原町の住民を指すものとする。

3 甲、乙、丙及び丁は、本条第1項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、情報を交換し、協議を行うものとする。

（免責）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、連携事項について協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の秘密を、その者の承諾なしに、第三者に開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前にその者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲、乙、丙及び丁は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。

- 2 前項の協定の有効期間が満了する日の1月前までに、甲、乙、丙及び丁がいずれも書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間、本協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

(協定の変更及び解除)

第6条 本協定の内容の変更又は解除は、甲、乙、丙又は丁のうちいずれかの申出に基づき、甲、乙、丙及び丁の協議によって行うものとする。なお、神奈川県西部地区連絡会内郵便局に廃止、追加等の変更が生じた場合は、別途丙から、甲、乙及び丁に周知するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲、乙、丙又は丁は、次の各号のいずれかに該当するときは、他の当事者に対して何らの通知も要せず、本協定を解除することができる。
 - (1) 他の当事者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第2条第4号に定める暴力団員等又は同条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と関係を有し、又は関係を有することとなったとき。
 - (2) 他の当事者が脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき。
 - (3) 他の当事者により信用を失墜させられ、又は他の当事者による業務を妨害する行為があったとき。
- 3 前項の規定により、本協定を解除した者は、本協定が解除されたことにより他の当事者に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責めを負わないものとする。

(疑義等の処理)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙丙丁がそれぞれ署名捺印又は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月9日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩 祐治

乙 神奈川県横浜市青葉区美しが丘4-54-6
株式会社ブルックスホールディングス
代表取締役社長 小川 裕子

丙 神奈川県川崎市川崎区榎町1-2
日本郵便株式会社
南関東支社長 一木 美穂

神奈川県小田原市浜町2-6-24
日本郵便株式会社
神奈川県西部地区連絡会 地区統括局長
(小田原浜町郵便局長) 高梨 哲也

丁 神奈川県足柄上郡大井町山田300
一般財団法人ビオトピア財団
代表理事 小川 裕子

神奈川県西部地区連絡会内郵便局一覧

(1)	小田原浜町郵便局（代表局）	(36)	小田原早川郵便局	(71)	平塚幸町郵便局
(2)	平塚郵便局	(37)	小田原扇町郵便局	(72)	平塚田村郵便局
(3)	秦野郵便局	(38)	小田原南町郵便局	(73)	平塚駅前郵便局
(4)	小田原東郵便局	(39)	小田原栄町郵便局	(74)	平塚豊田郵便局
(5)	小田原郵便局	(40)	小田原本町郵便局	(75)	平塚四之宮郵便局
(6)	伊勢原郵便局	(41)	小田原板橋郵便局	(76)	平塚八千代郵便局
(7)	二宮郵便局	(42)	根府川郵便局	(77)	平塚八幡郵便局
(8)	松田郵便局	(43)	小田原久野郵便局	(78)	平塚横内郵便局
(9)	湯河原郵便局	(44)	小田原寿町郵便局	(79)	平塚紅谷郵便局
(10)	南足柄郵便局	(45)	小田原城山郵便局	(80)	平塚東中原郵便局
(11)	秦野南が丘郵便局	(46)	山北郵便局	(81)	大磯郵便局
(12)	秦野北矢名郵便局	(47)	清水郵便局	(82)	中井郵便局
(13)	西秦野郵便局	(48)	寄郵便局	(83)	平塚本宿郵便局
(14)	北秦野郵便局	(49)	三保郵便局	(84)	平塚山下郵便局
(15)	東秦野郵便局	(50)	曾我郵便局	(85)	平塚御殿郵便局
(16)	鶴巻郵便局	(51)	開成郵便局	(86)	西大磯郵便局
(17)	秦野文京郵便局	(52)	塚原郵便局	(87)	平塚旭郵便局
(18)	秦野東海大学前郵便局	(53)	山北岸郵便局	(88)	二宮元町郵便局
(19)	秦野曲松郵便局	(54)	松田惣領郵便局	(89)	平塚堇平郵便局
(20)	秦野緑郵便局	(55)	和田河原駅前郵便局	(90)	平塚富士見郵便局
(21)	秦野下大槻郵便局	(56)	大井金子郵便局	(91)	二宮一色郵便局
(22)	秦野駅前郵便局	(57)	開成駅前郵便局	(92)	平塚徳延郵便局
(23)	渋沢駅前郵便局	(58)	箱根宮ノ下郵便局	(93)	中井井ノ口郵便局
(24)	酒匂郵便局	(59)	箱根町郵便局	(94)	平塚吉沢郵便局
(25)	押切郵便局	(60)	吉浜郵便局	(95)	大山郵便局
(26)	下曾我郵便局	(61)	箱根湯本郵便局	(96)	比々多郵便局
(27)	鴨宮駅前郵便局	(62)	真鶴郵便局	(97)	伊勢原東大竹郵便局
(28)	小田原鴨宮郵便局	(63)	湯河原温泉郵便局	(98)	伊勢原沼目郵便局
(29)	小田原富水郵便局	(64)	芦ノ湯郵便局	(99)	伊勢原高森郵便局
(30)	下中郵便局	(65)	箱根強羅郵便局	(100)	伊勢原本町郵便局
(31)	小田原成田郵便局	(66)	仙石原郵便局	(101)	伊勢原桜台郵便局
(32)	螢田駅前郵便局	(67)	湯河原駅前郵便局	(102)	平塚西郵便局
(33)	栢山駅前郵便局	(68)	福浦郵便局	(103)	平塚岡崎郵便局
(34)	小田原飯田岡郵便局	(69)	箱根宮城野郵便局		
(35)	小田原国府津郵便局	(70)	真鶴港郵便局		